

茅野市自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、自転車を利用する者のヘルメットの着用を促進し、自転車に係る交通事故被害の軽減を図るため、予算の範囲内において茅野市自転車用ヘルメット購入費補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、茅野市補助金等交付規則(昭和39年茅野市規則第6号)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ヘルメット 自転車乗車時に着用し、頭部を保護する目的で製造され次のいずれかの認証等を受けた新品のものをいう。
 - ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク
 - イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク
 - ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク
 - エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク
 - オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSマーク
 - カ その他アからオまでに類する認証等を受けたマーク等が付されたもので、市長が認めるもの
- (2) 高校生等 補助金の交付申請を行う年度の3月31日において、満16歳から満18歳までの者をいう。
- (3) 高齢者 補助金の交付申請を行う年度の3月31日において、満65歳以上の者をいう。
- (4) 保護者等 高校生等の保護者その他当該高校生等を扶養する者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、現に居住している高校生等又は高齢者
- (2) 過去に、長野県内の他の市町村で、長野県が実施する自転車乗車用ヘルメット購入支援事業補助金を財源とする補助制度の適用を受けていない者
- (3) 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていない者
- (4) 市税滞納者及び市税未申告者(国民健康保険の被保険者にあつては、国民健康保険税を含む。)でない者。(保護者等を含む)

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、ヘルメット1個の購入に要する経費(配送料等を除く。)に2分の1を乗じて得た額とし、2,000円を上限とする。

2 前項に規定する額に100円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、補助対象者1人につき1回限りとする。

(交付申請及び請求)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は(以下「申請者」という。)は、茅野市自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書(様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて、ヘルメットを購入した日から起算して90日以内又は購入した日の属する年度の末日いずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

(1) ヘルメットの購入に要した経費の支払手続が完了したことを証する書類(領収書等)

(2) 第2条第1号アからカまでに掲げる認証の確認ができる書類(ヘルメットの写真、取扱説明書等)

(3) 申請者本人であることが確認できる書類(学生証、運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等)

(4) その他市長が必要と認める書類

2 申請者が未成年者であるときは、当該未成年者は、前項の規定による申請及び請求をするに当たっては、保護者等の同意を得なければならない。

(補助金の交付)

第6条 市長は、前条第1項の申請書兼請求書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、交付を決定し、茅野市自転車用ヘルメット購入費補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により、補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金の交付を行うものとする。

3 市長は、申請内容を審査した結果、適性でないと認めたときは、補助金の不交付を決定し、茅野市自転車用ヘルメット購入費補助金不交付決定通知書(様式第3号)にその理由を付して通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、申請者が虚偽の申請その他不正な行為により補助金の交付を受けた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定により補助金の交付決定が取り消された場合、既に補助金を受領しているときは、申請者は市長の指示するところにより、取り消された補助金を返還しなければならない。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行し、令和6年3月1日以後のヘルメットの購入から適用する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に公布決定を受けた者における第7条の規定の適用については、同日後においても、なお従前の例による。